

平成30年4月20日

保護者の皆様へ

四日市市教育委員会

平成30年度版四日市市部活動ガイドラインの策定のお知らせ

日ごろは、本市学校教育にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校教育の一環として行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学、芸術等の活動を通して、楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する貴重な活動であるとともに、体力の向上や他者との協力により、他者を尊重する気持ちや実践的な思考力・判断力、また、責任感や連帯感を育むなど、良好な人間関係を培う場として、生徒の自己実現に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、これまでも部活動において行き過ぎた指導や長時間の練習などにより、生徒がスポーツ障害を発症することや、顧問教員の時間外勤務時間が増え、生徒と向き合う時間が十分確保できないことなどが課題としてあげられ、問題視されてきました。

そこで、平成29年度末にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、三重県において「三重県部活動ガイドライン」が策定され、四日市市教育委員会におきましても、子どもたちの心身のより健全な成長や教員の働き方改革につながるよう、活動日数や時間を含め、総合的に部活動のあり方を見直すための指針として、平成30年3月に「平成30年度版四日市市部活動ガイドライン」を策定しました。

今後、市内各公立中学校において、本市ガイドラインに沿った活動を5月からスタートさせ、1学期末をめぐりに「学校部活動運営方針」を作成し、部活動運営を行っていきます。

つきましては、本市ガイドライン策定の趣旨等をご理解いただき、各校の部活動運営にご協力をお願いします。

なお、平成30年度については、10月ごろを目安に生徒・保護者の皆様からご意見をいただき、平成31年度以降のガイドラインの見直しを行っていきます。

また、休養日、活動時間については下記の通りとなります。その他詳細につきましては、四日市市ホームページに掲載してあります「平成30年度版四日市市部活動ガイドライン」をご確認ください。

記

1 休養日について

＊1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日及び休日に設定する。

2 活動時間（練習時間）について

＊平日（放課後）の練習時間は、2時間以内とする。

＊土日及び休日の練習時間は、4時間以内とする。

※活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が4時間を超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

＊朝練習を実施する場合の練習開始時刻は、7時30分以降とする。